

## 埼玉県社会福祉事業団サービス自己評価実施要領

### (趣 旨)

第1条 埼玉県社会福祉事業団が経営する施設において、安心・安全な施設運営とサービスの質の向上に向けた継続的改善に取り組むため、国際規格であるISO9001の要求事項と埼玉県福祉サービス第三者評価基準を統合した独自の評価基準に基づきサービス自己評価を実施する。なお、このサービス自己評価の考え方、評価基準及び評価体制の概要については別紙1のとおりとする。

### (サービス評価体制)

第2条 施設におけるサービスの自己評価及び評価結果に基づく改善を円滑に行うため、施設長はサービス改善推進担当者を任命する。

2 サービス改善推進担当者は、以下の職務を行うものとする。

- (1) 評価全体に関わる総合調整及び推進に関すること。
- (2) 評価に関わる進行に関すること。
- (3) 評価の結果に基づく、サービス向上に向けた改善に関わる総合調整及び推進に関すること。
- (4) サービス評価等に係る事務に関すること。

### (実施)

第3条 サービス自己評価は、本部事務局長が指定する自己評価基準により実施する。

### (自己評価)

第4条 サービス自己評価は、原則として以下により実施する。

(1) 実施施設及び事業

- ア 児童養護施設・乳児院
- イ 障害児者(入所・通所)施設
- ウ 障害者医科・歯科部門
- エ 利用施設(障害者交流センター・保育所)
- オ 居宅支援事業(デイサービス・短期入所・グループホーム)

(2) 実施方法

実施施設の長は、自らの施設の評価を決定する。

なお、評価は、所属職員の評価及び意見を十分に聴取して行うものとする。

### (利用者等からの意見聴取)

第5条 評価にあたっては、必要に応じて利用者及びボランティア等から意見聴取に努め、その意見を評価及び提供するサービスの改善に反映するものとする。

(評価結果の報告)

第6条 施設長は、評価の結果を毎年12月15日までに本部事務局長に報告する。

(改善計画)

第7条 施設長は、施設の評価結果に基づき、サービス改善計画を策定し、毎年12月15日までに本部事務局長あて報告する。

(評価結果の改善)

第8条 施設長は、サービス改善計画に基づく改善を、職員等の意見を十分に取り入れ実施するものとする。

2 改善計画に基づく改善の結果については、年2回本部事務局長に報告する。なお、報告の期日は、毎年7月15日及び12月15日までとする。

3 施設長は、サービス自己評価を活用して改善の効果確認を行うものとする。

(内部監査)

第9条 評価結果の確認及び改善の効果確認は、年2回の内部監査において行い、その結果は本部事務局長に報告する。

(評価結果の公表)

第10条 施設長は、評価結果及び改善結果を職員に周知するとともに、利用者及び家族等に公表する。

(本部事務局の役割)

第11条 本部事務局は、評価によって得られた各施設の課題等の改善における条件整備に努めるものとする。

第12条 この要領に定めのない事項は、本部事務局長が定める。

附 則

この要領は、平成15年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年1月1日から施行する。

ただし、平成17年度サービス自己評価結果の報告期日は、平成18年1月25日までとする。

発効日：2005-02-01

改訂日：2006-01-01